

特別養護老人ホームの 整備にご協力 お願いします！

横浜市では、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム（特養）の整備を推進しています。

特養の整備ができそうな土地がありましたら、情報提供にご協力いただけますよう、なにとぞよろしくお願いいたします。

特別養護老人ホームが建設できる土地とは？

面積・用途地域は？

- ・大きい特養（広域型）は延床 3,500 ㎡以上
- ・小さい特養（地域密着型）は延床 1500 ㎡程度の建物が建築可能な土地であること。

市街化区域？調整区域？

市街化調整区域でも、一定の基準に合致すれば、特別養護老人ホームの建設が可能です。

購入？賃借？

社会福祉法人の自己所有／購入予定だけでなく、30 年以上借りられる借地でも、一定の条件に合致すれば、特養の建設が可能です。

接道の条件は？

敷地の主要な出入口が、原則として道路に6m以上接していること。開発を伴う整備の場合は、接している道路が原則として幅6m以上であること。

【お問合せ・ご質問】 横浜市健康福祉局高齢施設課 施設整備係

電話：045-671-4119 F A X：045-641-6408 E-mail：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp

F A Q（よくあるご質問）

Q 特別養護老人ホームとはどんな施設？

A 特別養護老人ホーム（以下「特養」）は、常に介護を必要とし、在宅で介護を受けることが難しい方のための入所施設です。入浴・排せつ・食事の介護、機能訓練、健康管理などを行います。定員 30 人以上の特養を広域型、29 人以下の特養を地域密着型といいます。

Q 特別養護老人ホームの運営主体は？

A 特養を運営できるのは、社会福祉法人に限られています。社会福祉法人は、社会福祉法で定められた、公益性の高い非営利法人で、設立には所轄庁の認可が必要です。所轄庁は、社会福祉法人の認可にあたり、申請者が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているか、定款の内容及び設立の手続が法令の規定に違反していないか、等を審査しています。

Q 公募から開所まではどんな流れ？

A 特養の整備は、公募により行います。法人が土地を探して事業計画を策定し、横浜市（健康福祉局）の募集に応募します。選定された法人は、横浜市の補助金を活用し、選定された翌年度から約 2 年かけて整備を行います。

